



林間国際法律事務所では、今月よりニュースレターの発行を開始いたしました。

本ニュースレターは、日常的に起こりやすい法的トピックを分かりやすくお伝えするとともに、当事務所のことを広く知っていただくことを目的としています。

今月のひとこと法律メモ

3月は決算期です。議事録の準備は大丈夫ですか？

■ 会社代表者の株主がお一人の場合（いわゆる一人会社の場合）の注意点
株式会社は、株主が所有するものです。そのため、会社代表者のみが株主の場合は、代表者＝株主であり、会社に関する代表者の行為は自由だと思われる方も多いかもかもしれません。

しかし、会社には債権者（例えば、銀行）等の利害関係者もいますから、会社の財産を不適切に代表者個人の財産に流出させた結果、債権者への支払いができなくなると、損害賠償責任を負うケースもございます。

会社の財産と代表者個人の財産の切り分けが十分にできていない会社も多くありますが、法人と個人は別の法人格です。

いざというときのために、財産を混同しないように整理することは「転ばぬ先の杖」となります。

【例】 こんな「混ぜこぜ」は危険信号！

- ✓ 社長のランチ代を、なんとなく会社のカードで払っている。
- ✓ 会社の資金繰りが厳しいとき、社長個人の貯金から無利息・無契約で補填している。
- ✓ 役員の報酬額を決めずに、必要な分だけ会社から引き出している。

「うちは大丈夫かな？」と気になった方は、ぜひ見直してみてください。